

労災施術料金表 平成25年7月1日～

項目	細項目	料金	備考
初検料		2,360	最初の来院日に算定できる
初検時相談支援料		100	初検時に算定可。算定するにはカルテに相談内容を記載する必要有り
初検料加算	時間外	650	6:00～8:00及び18:00～22:00。但し、表示された施術時間内の場合は、算定できない
	休日	1,870	日曜・祝日・12/29～1/3。但し、当該日を施術日としている場合は、算定できない。
	深夜	3,740	22:00～6:00、この時間施術時間としている場合は算定不可
再検料		350	初検を算定した月は、その翌来院日に1回、翌月と翌々月は2回を限度として算定
往療料*1		2,230	往診した日に算定
往療料加算	距離*2	960	2キロメートル又は端数を増す毎に、加算
	時間外	100%	基本往療料に距離加算額を加えた値に掛けて算定。6:00～8:00及び18:00～22:00。但し、表示された施術時間内の場合は、算定できない
	その他	200%	算定方法は上記に同じ。深夜(初検加算に同じ)、難路(急激な坂道など)、暴風雨雪(気象庁によって、警報がでている場合)で、算定可能
情報提供料		1,000	柔道整復内の傷病について、医療機関に紹介した場合に限り算定可能。同意を得る為だけの紹介や内科系疾患による紹介などでは算定不可。
特別材料費	骨折・脱臼 不全骨折	1,620	初検を算定した日に、初回処置料とともに一回のみ算定可能
	捻挫・打撲 挫傷	970	

初回処置料		
項目	部位	料金
骨折 整復料	大腿骨・下腿骨・上腕骨 前腕骨	10,800
	鎖骨・指骨・手根骨 中手骨・肋骨・趾骨 足根骨・中足骨	4,920
不全骨折 固定料	骨盤・大腿骨	8,640
	下腿骨・膝蓋骨・上腕骨 前腕骨	6,600
	胸骨・肋骨・鎖骨	3,600
	指骨・中手骨・手根骨 趾骨・中足骨・足根骨	3,360
脱臼 整復料	股関節	8,400
	肩関節	7,440
	肘関節・膝関節・手関節 指関節・足関節・趾関節	3,360
	顎関節(一側毎)	2,160
施療料	捻挫・打撲・挫傷の際、 部位に因らず、一部位毎 に算定*3	910

後療料	骨折	一般	760
		拘縮	1,020
	不全骨折	一般	640
		拘縮	900
	脱臼		640
捻挫・打撲・挫傷*3		615	
罨法	冷罨法	100	受傷日より算定可。温罨法との重複は不可
	温罨法	95	受傷日より算定可。温罨法との重複は不可
電療料		550	2回目の後療日から算定可能。

休業証明書料		
1通につき	2,000	
入室料	1,400	
食事料	470	
指導管理料*4	680	
運動療法料*5	340	
包帯 交換料	骨折・脱臼 不全骨折*6	700
	捻挫・打撲 挫傷*6	350

*1 往療の正当な理由なく(歩行不能の理由なく)、患家の求めに応じて往診した際は、算定できない。

*2 距離とは、直線距離であって、実際の移動距離ではない。又、続けて往療をする場合には、前の患家から次の患家までの直線距離か、整骨院から次の患家までの直線距離のどちらか近い方で算定する。8Km以上は加算不可

*3 手の指の打撲・捻挫の罨法については、その受傷日から起算して5日間を除き、算定できるものとし、その料金は、後療料、施療料も同様に、指1本の場合は所定料金、指2本の場合は所定料金の2倍、指3本の場合は所定料金の3倍、指4本以上の時は所定料金の4倍した料金を算定できる。

*4 指導管理料は、7日に1回、月5回を限度として後療とともに算定できる。

*5 運動療法料は、7日に1回、月5回を限度として後療とともに算定できる。但し、1回20分以上、運動器具を用いた療法を用いた場合にのみ算定

*6 包帯交換料は、初回交換時1回、初検日から1週間以内で1回、以後1～2週間以内、2～3週間以内、3～4週間以内、4週間以上で1回ずつ、計6回まで算定可能。但し、応答日に来院がない場合、算定できない。

平成22年8月1日適用